

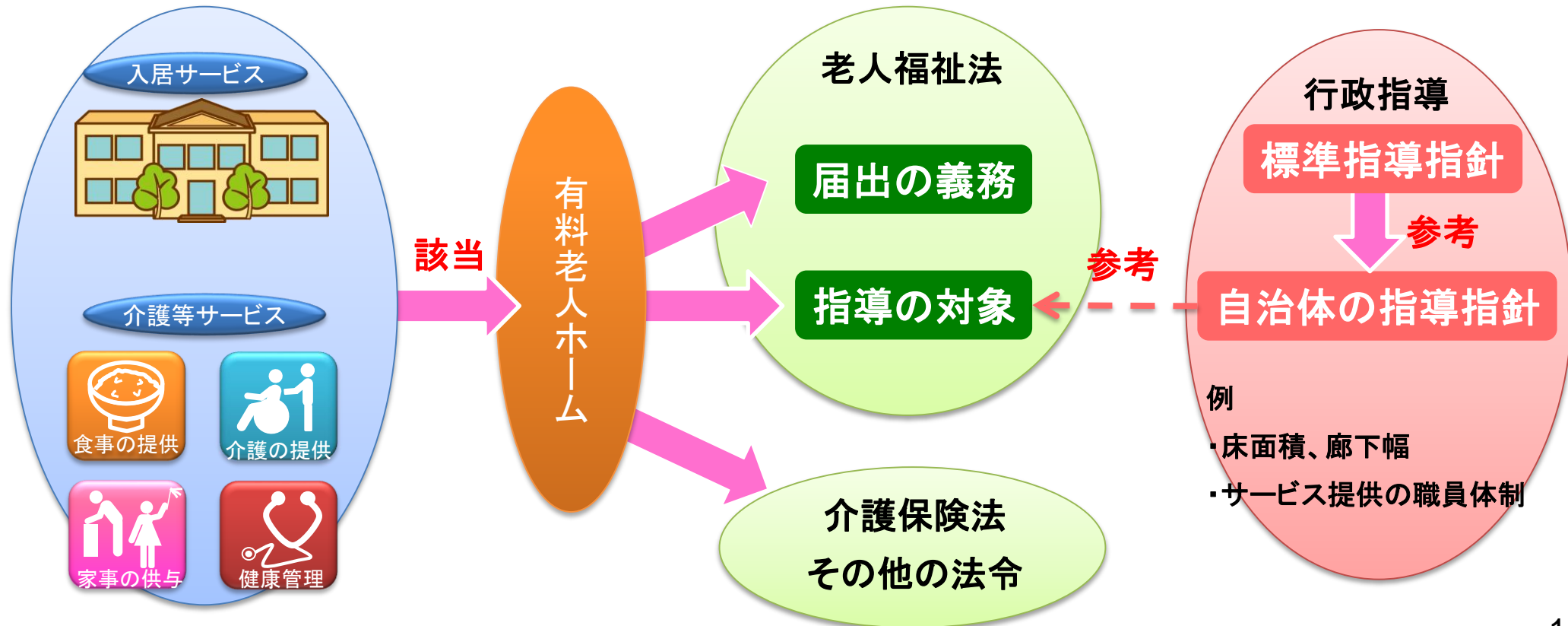
有料老人ホーム標準指導指針の見直し について

平成27年4月7日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

有料老人ホーム標準指導指針の位置付けについて

- 有料老人ホームの要件(食事の提供などのサービス提供を行う入居事業)に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の義務が発生し、都道府県知事等による指導の対象となる。
- また、自治体において策定する指導指針は、行政指導のためのガイドラインであり、それ自体に法的な拘束力はないが、必要に応じて、老人福祉法の指導を行うかどうかの目安となるものである。
- 一部においては、「届出を行うことによって、指導の対象になる」「指導指針の内容に合わなければ、届出ができない」などの誤解もあるが、制度の適切な理解を促すことが必要である。



主要な改正点

ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化(既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し)

- 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを行う。

ポイント2. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

- 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような困り込みが行われているとの指摘があるため、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、標準指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを行う。

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

- 現行の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としているが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多い。
 - サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを行う。
- ※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。

有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント①～

ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化(既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し)

○ 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを行う。



指針で定める規模・構造基準

- ① 居室の床面積: 13㎡以上
- ② 浴室・便所のバリアフリー化、緊急通報装置の設置
- ③ 廊下幅: 原則 1.8m以上

該当

それ以外

特例

基準に該当していない事項を説明

指針に適合

代替措置の確保

- ・ 車いすが利用できない廊下幅でも、必要に応じて移動を介助
- ・ バリアフリー未対応でも、入浴・排せつを適切に介助

指針に適合

改善計画の策定

- ・ 浴室・便所のバリアフリー改修など、将来的な改善に関する計画を策定し、入居者の同意を得ている。

指針に適合

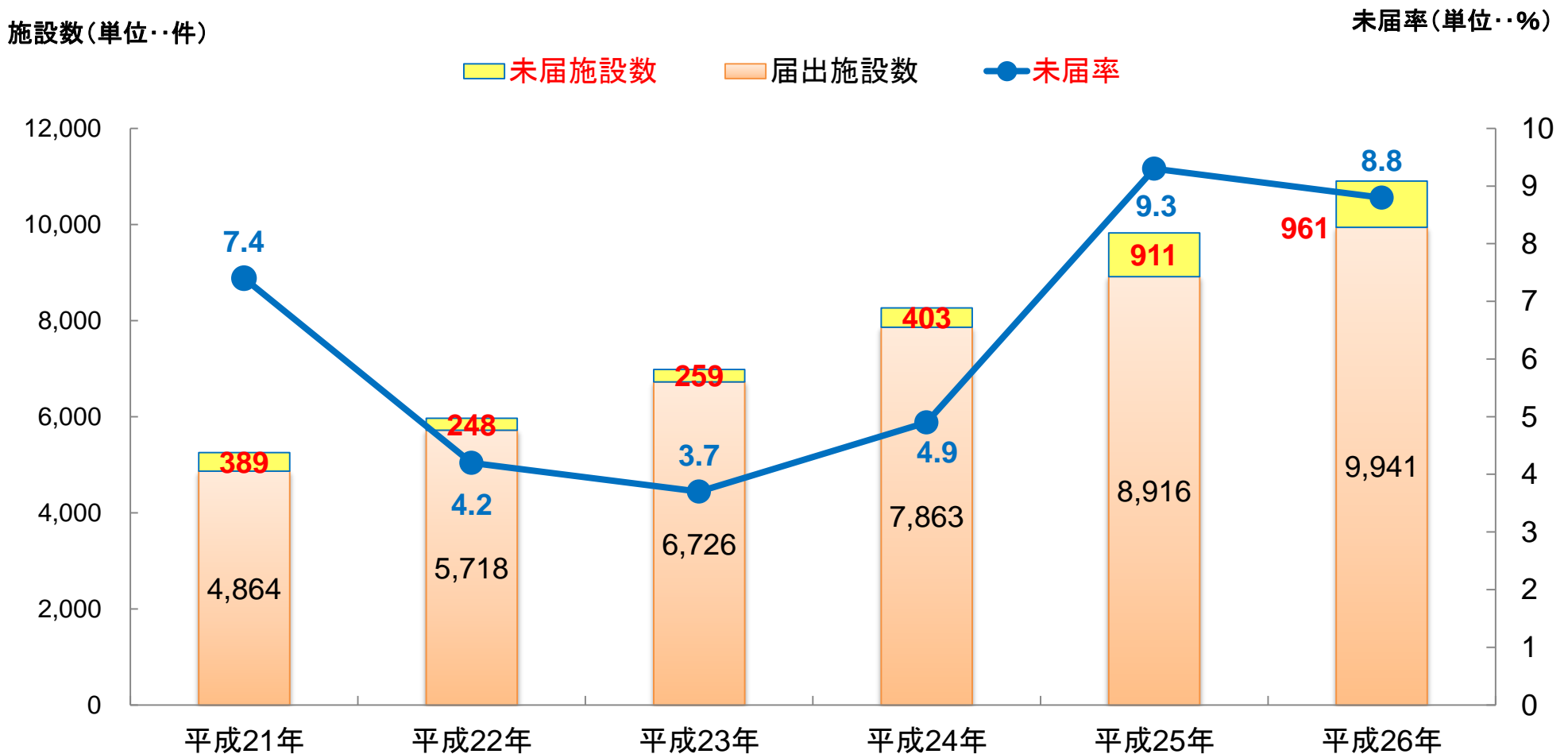
都道府県知事の個別判断

- ・ 事業運営の透明性確保、サービスが適切に提供できる運営体制の確保確保などが認められる案件

指針に適合

届出を行っていない有料老人ホーム

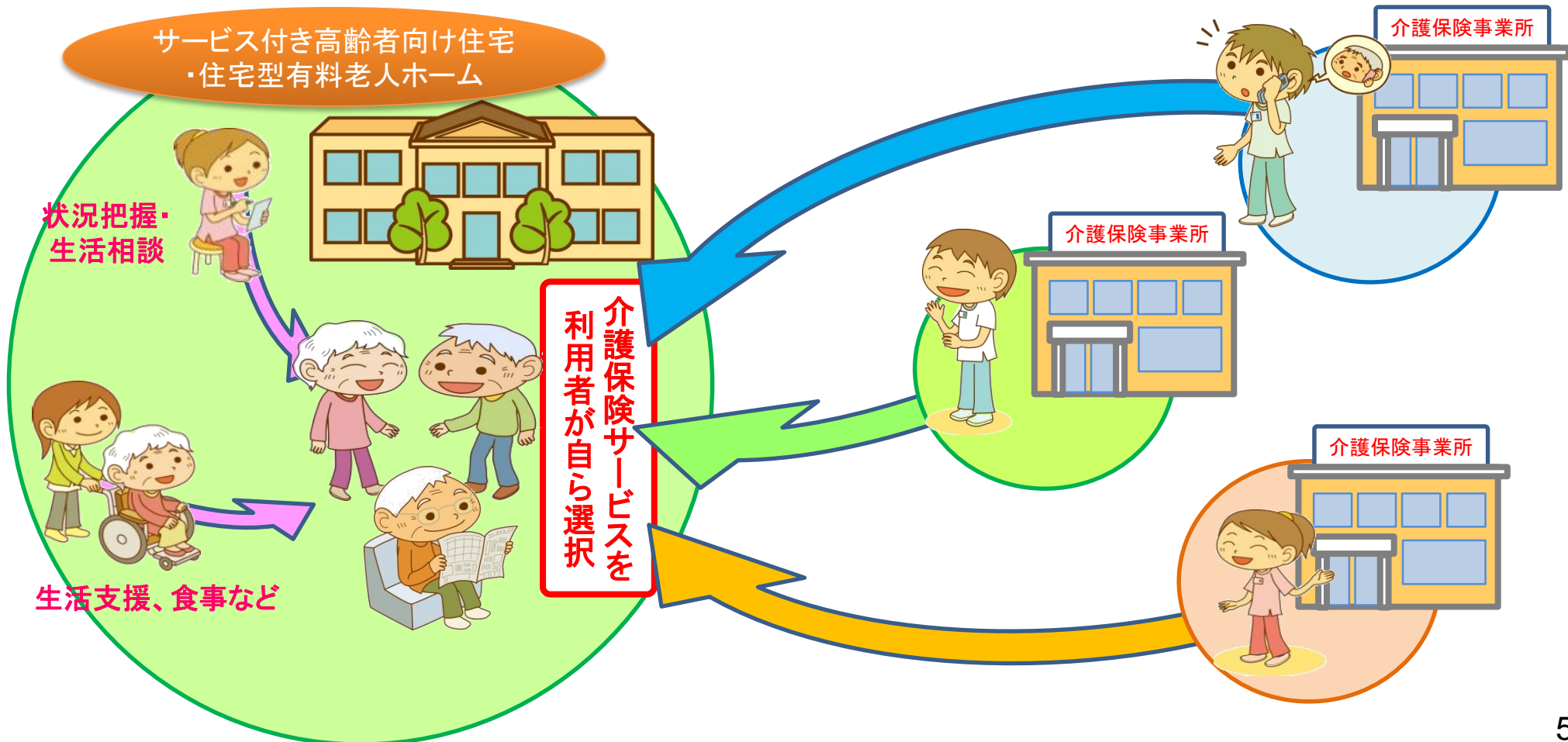
- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反していることとなる。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、地方公共団体においては、未届施設に対する呼びかけを強化するなどの対応が必要。



有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント②～

ポイント2. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

- 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような困り込みが行われているとの指摘があるため、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、標準指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを行う。

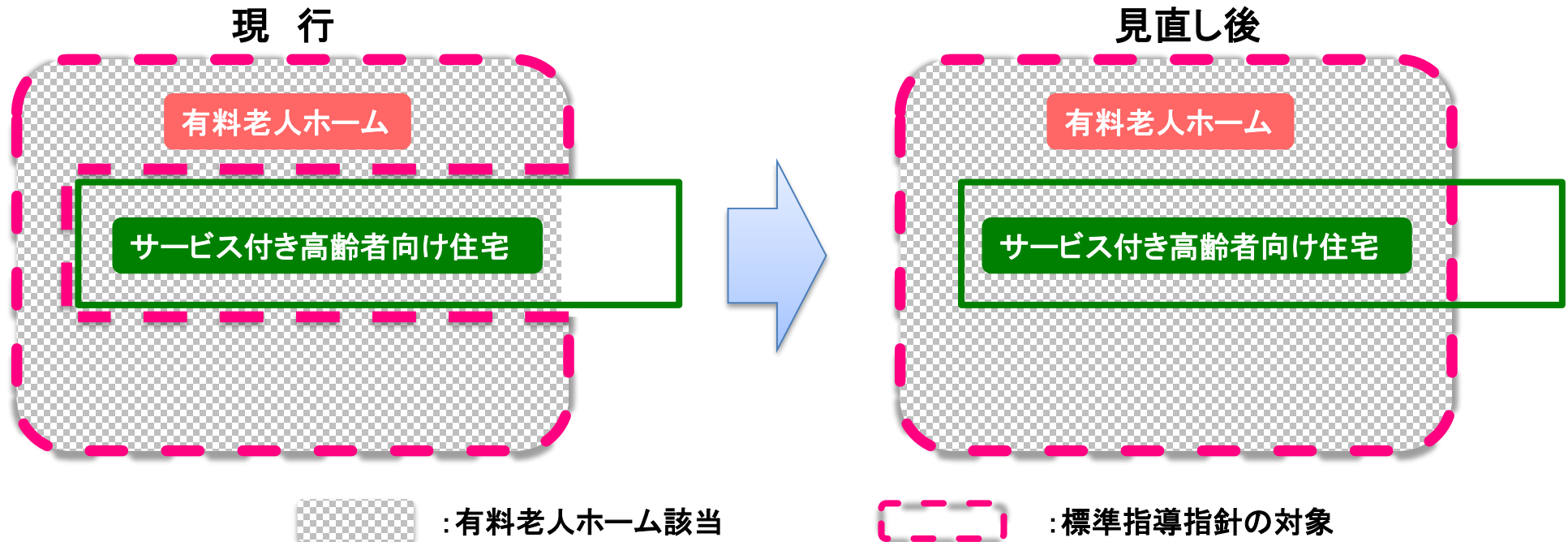


有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント③～

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

- 現行の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としているが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多い。
- サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを行う。

※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。



有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、有料老人ホームの要件となっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを「住宅事業の一部として」実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当することとなる。
- 住宅事業者の希望の有無にかかわらず、上記4サービスのどれか一つでも提供していれば、その住宅は有料老人ホームとなり、老人福祉法の指導監督の対象となる。



実際の登録情報 (H26.3末時点)

	提供する	提供しない
状況把握・生活相談サービス	100%	—
食事の提供サービス	94.7%	5.3%
入浴等の介護サービス	47.3%	52.7%
調理等の家事サービス	50.4%	49.6%
健康の維持増進サービス	59.5%	40.5%

※ 併設施設等からサービスが提供されているケースが含まれている場合がある。

「サービス付き高齢者向け住宅」のうち「有料老人ホーム」 に該当するものの取り扱いについて

標準指導指針のうち、サービス付き高齢者向け住宅に適用されることとなる規定は次の通り。

※「設置者」、「立地条件」、「規模及び構造設備の特則」および「事業収支計画」の規定は、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準によることとしている。

○職員の配置、研修及び衛生管理

職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理

○有料老人ホーム事業の運営

管理規程の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報取り扱い、緊急時の対応、医療機関等との連携、運営懇談会の設置等

○サービス等

食事サービス、生活相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能訓練、レクリエーション

○利用料等

設置者の費用受領の取扱い、前払い方式の基準

○契約内容等

契約締結に関する手続等、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情解決の方法、事故発生の防止の対応、事故発生時の対応

○情報開示

有料老人ホームの運営に関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報、有料老人ホーム類型の表示、介護の職員体制